

アジアの 知的財産

1995年にTRIPS協定が発効してから10年以上が経過しますが、その間、アジア各国の特許・実用新案出願件数は軒並み増大しています。このように、アジアは、企業が経済活動を行うにあたり、製造拠点・販売市場等の点で重要な地域として認識されており、その存在感が今後ますます高まることに疑いの余地はありません。

一方、アジア各国における知的財産の保護水準は未だに発展途上である面も否めず、わが国においても、人材育成や情報化に対する支援等の積極的な協力活動を、アジア各国の知的財産権庁との間で推進しているところです。

そこで本号では、わが国とも関係の深いアジアに関して「アジアの知的財産」と銘打って特集を組み、アジア各国の知的財産情勢、動向等について、最前線でご活躍の方々にご寄稿頂きました。この特集により、読者の皆様の間で、アジアの知的財産への興味・関心がより一層高まると共に、日本の知的財産制度に対する改善点等を考えるきっかけになることを願っています。